

入 札 要 領

1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 工場排水等水質分析業務委託
- (2) 業務場所 貝塚市 地内
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 水質汚濁防止法による事業所排水・河川水等の採水と分析
※業務の詳細については、別紙「仕様書」のとおり

2. 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす個人・法人が入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は、貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあっては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法または民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立てまたは再生手続き開始の申立てがなされていないこと(更生計画または再生計画の認可がなされている場合を除く)。

※なお、(1)～(5)について、入札参加資格の登録業者で登録申請時の内容に変更がない場合は別紙「資格要件にかかる確認書」の提出をもって、それぞれの確認書類の提出にかえることができる。

- (6) 貝塚市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第8条に規定する公共工事等からの暴力団の排除に関する措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同条各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 令和8年度貝塚市入札参加資格のうち、「大気・水質・土壌等の調査・測定業務」における資格を得たもので、大阪府において環境計量証明事業者(濃度)の登録を受けていること。
- (8) 貝塚市入札参加資格停止要綱(平成25年12月2日施行)に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (9) 地方公共団体若しくはこれに準じる機関(公社、公団、事業団体等)から元請として受注した「水質等の調査・測定業務」のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した実績を有していること。

3. 応募の手続き

- (1) 本業務の仕様書・様式は本市環境衛生課ホームページよりダウンロードして使用し、次の要領により参加手続すること。

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/kankyoeisei/topics/r8suishituitaku.html>

- (2) 受付期間 令和8年4月13日(月)から令和8年4月28日(火)午後5時まで
期限までに3の(4)の①から④の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (3) 提出場所 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
貝塚市役所 市民生活部 環境衛生課(市役所第二別館2階)
TEL 072-433-7186

(4) 提出書類

- ① 条件付一般競争入札参加申込書(様式1)
- ② 条件付一般競争入札参加受付票(様式2)
- ③ 同種業務実績書(様式3)及びその実績を証明する書類
- ④ 資格要件にかかる確認書(入札参加資格の登録業者で登録申請時の内容に変更がない場合)
- ⑤ 会社概要がわかる書類

- (5) 提出方法 3の(3)まで持参(郵送その他は受け付けない)

(6) 入札参加資格の審査結果

審査結果は、令和8年5月1日(金)に申込者全員に対して、入札参加資格審査結果通知書(以下「通知書」という。)をE-mailにより通知する。なお、資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。

4. 設計図書等の配付日

令和8年5月1日(金)の午後1時00分から入札日まで、貝塚市ホームページにて公開する。
なお、現場説明は実施しない。

5. 入札等に関する質問について

- (1) 受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年5月11日(月)午後1時まで

- (2) 受付方法 質疑書を下記E-mailアドレスまで電子メールにて送信
E-mail : kankyo@city.kaizuka.lg.jp

- (3) 回答方法 受け付けた質問は、質問・回答ともに入札参加資格を認めた申込者全員に
5月13日(水)までにE-mailで送信する。

6. 入札に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

- ① 日 時 令和8年5月14日(木) 午後1時30分
- ② 場 所 貝塚市役所 第二別館 2階 入札室

(2) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに6の(1)の②において行う。

(3) 入札に関する注意事項

- ① 入札の執行に当たっては、貝塚市長により入札参加資格がある旨が書かれた通知書を必ず持参しなければならない。持参しない場合は、入札に参加することができない。
- ② 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
- ③ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ④ 本入札は、指定する日時及び場所に出席しなければならない。なお、指定する日時に遅れた者は、本入札に参加できない。
- ⑤ 電報及び郵送による入札は認めない。
- ⑥ 入札執行回数は、3回を限度とする。
- ⑦ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 設計積算内訳書の提出

入札時に、入札金額の根拠とした設計内訳書の提出を必要とする。詳細は、設計図書等配付時の指示によること。

(5) 入札保証金の免除

貝塚市契約規則第7条各号に該当するときには、免除する。

(6) 落札者の決定方法

- ① 入札比較予定価格の範囲内での最低価格者を落札とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじ引きにより決定する。

(7) 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 本入札に参加資格を有しない者のした入札
- ② 本入札の通知書を持参しない者のした入札
- ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ④ 入札に際して談合、不正行為等を行ったと認められる入札
- ⑤ 所定の日時又は場所に提出しない入札
- ⑥ 記名捺印を欠く入札
- ⑦ 金額を訂正した入札
- ⑧ 誤字、脱字により、意思表示が不明瞭な入札

- ⑨ 入札金額の根拠となる設計積算内訳書を提出しない者が行った入札
 - ⑩ 入札金額の根拠となる設計積算内訳書に記載された額を上回る金額での入札
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札又は開札の中止
- 天災その他やむを得ない理由により入札または開札を行うことができないときは、これを中止する。

7. その他

- (1) 契約書の提出 落札日から 10 日以内
- (2) 委託料の支払
委託事項の分析結果の計量証明書による報告をもって請求することができる。請求書を受理した日から起算して 30 日以内に当該請求額を支払うものとする。
- (3) 契約規則の閲覧
本市ホームページで閲覧することができる。
https://www1.g-reiki.net/city.kaizuka/reiki_honbun/k210RG00000528.html